

町県民税・国民健康保険税の申告

場所 役場101会議室

問 役場住民税係

申告会場（役場101会議室）
入口の番号札を取つて、場内で
待機してください。

申告に必要な主な書類

①令和7年中の収入が分かる書類

- ▽給与所得の源泉徴収票
- ▽公的年金などの源泉徴収票
- ▽報酬、謝礼などの支払調書
- ▽個人事業・農業・不動産業などの収支内訳書
- ▽国民年金保険料控除証明書
- ▽任意継続の健康保険、建設国

- ▽保などの保険料領収書
- ▽地震保険料、生命保険料の控除証明書
- ▽障害者手帳、療育手帳（本人・扶養親族）
- ▽寄付金控除用領収証
- ▽医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書
- ※医療費通知を添付することで10月分までの明細書の記入を省略できます。

- ▽無収入の人
- ▽遺族年金や障害年金などの非課税収入のみの人

簡易申告は、収入や扶養親族などの記入をして役場住民税係窓口に提出するだけで申告を済ませることができます。ただし、簡易申告では各種所得控除を受けることができません。

簡易申告の対象者の例

- ▽無収入の人
- ▽遺族年金や障害年金などの非課税収入のみの人
- ▽医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書
- ※医療費通知を添付することで10月分までの明細書の記入を省略できます。
- ③その他
- ▽マイナンバーカード・通知カード
- ※通知カードの場合は、免許証などの本人確認書類も必要です。
- ▽本人名義の通帳の口座番号

税理士無料申告相談・消費税申告

とき 3月4日㈭～13日㈮～9時
～正午・13時～16時

持つてくるもの 令和7年中（初
めで申告する場合は登録日～12
月）の収支が分かる書類

ところ 役場101会議室

問
若松税務署
☎ 761-25336

時間

9時～16時

※8時30分から、役場101会議室前で番号札を配布します。
時間前の入場はできません。

地区割

※都合がつかず指定日以外の日に来る場合は、役場に連絡する必要はありません。

▷公的年金のみの申告

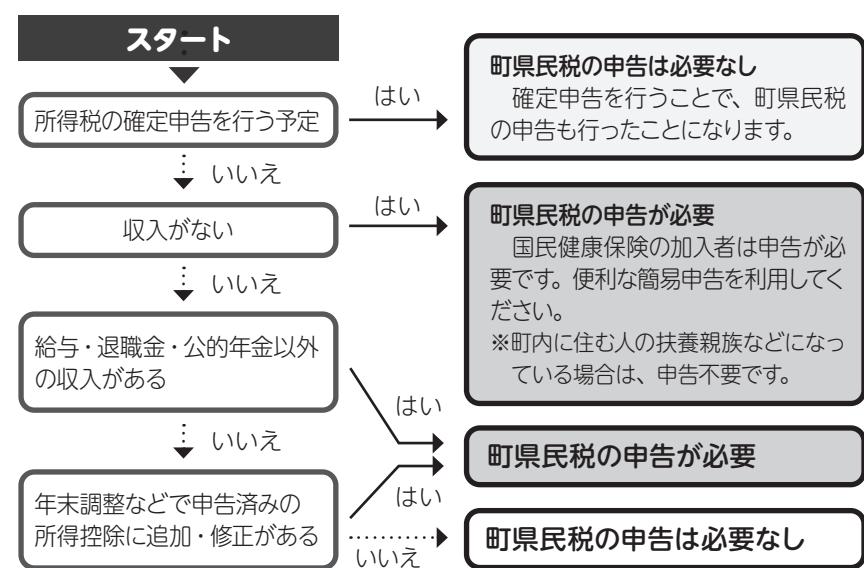
12日㈫	猪熊1～6丁目
13日㈮	猪熊7～9丁目
16日㈪	鯉口・伊左座
17日㈫	吉田東・吉田西
18日㈬	頃末南・下二東・下二西
19日㈭	頃末北・美吉野・吉田南
20日㈮	高松・緑ヶ丘 おかの台
24日㈫	中央・高尾 立屋敷・宮尾台
25日㈬	二東・二西
26日㈭	梅ノ木団地・吉田団地
27日㈮	机・古賀 樋口・樋口東

▷公的年金以外の申告

2日㈪	机・中央・鯉口・頃末南 吉田東・吉田団地
3日㈫	高松・伊左座 下二東・下二西
4日㈬	樋口・樋口東
5日㈭	頃末北・吉田西 吉田南・立屋敷 おかの台
6日㈮	二東・美吉野 高尾・二西
9日㈪	猪熊1～6丁目
10日㈫	猪熊1～6丁目
11日㈬	猪熊1～6丁目
12日㈭	猪熊1～6丁目
13日㈮	猪熊1～6丁目

消費税申告の受付期間

町県民税の申告が必要か確認しましょう 申告フローチャート



※申告の対象は令和8年1月1日に水巻町に住んでいる人です。1月2日以降に転入した人は、前住所地に問い合わせてください。
※勤務先から給与支払報告書が役場へ提出されない場合は申告が必要です。
※申告不要の場合でも、所得・課税証明書を取得する際に簡易申告をお願いする場合があります。

注意! 役場ではできない税の申告

次の申告は役場の会場では行えません。若松税務署などで申告を行ってください。

- ▷ 住宅借入金等特別控除の還付申告
- ▷ 土地建物の譲渡所得の申告
- ▷ 株式などの配当・譲渡所得の申告

問 若松税務署 761-2536



確定申告が必要な人とは!?

確定申告が必要となる人は、次のとおりです。例外も多くありますので、詳しくは国税庁ホームページで確認するか、若松税務署に問い合わせてください。

対象

- ▷ 自営業をしている
- ▷ 年末調整が済んでいない
- ▷ 地代や家賃収入、配当金など給与以外の所得がある
- ▷ 扶養控除や社会保険料控除、医療費控除、住宅ローン控除などを受けたい
- ▷ 個人年金や生命保険の満期保険金などを受け取った

問 若松税務署 761-2536

事業者の皆さんは忘れない 償却資産の申告

申告は資産の多少に関わらず必要です。前年中に資産の変動がない・廃業したときなども必ず申告してください。

前年の申告者には、令和7年12月中旬に案内書を送っています。初めて申告する人などは、問い合わせてください。

対象

- 次の条件を満たす法人・個人
- ▷ 町内で事業(会社・不動産・農業など)を行っている
 - ▷ 事業のために利用する償却資産を所有している

償却資産の例

共通項目	
パソコン、ルームエアコン、レジスター、看板、舗装	
業種ごとの事例	
事務	机、椅子、ロッカー、コピー機、LAN配線
喫茶・飲食	食卓、ちゅう房用品、カラオケ、冷蔵庫
理容・美容	理・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器
食肉・鮮魚販売	冷凍機、肉切断機、冷蔵庫、電子はかり
自動車修理	旋盤、プレス、圧縮機、測定・検査工具
金属加工	旋盤、ボール盤、フライス盤、圧縮機
アパート賃貸	外構、塀、外灯、ごみ置き場、駐輪場
農業	精米機、乾燥機、ビニールハウス

申告期限 2/2 国

問 役場固定資産税係

確定申告 役場以外でできる場所

問 若松税務署 761-2536

① 若松税務署

確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。

整理券は当日に配布しますが、LINEのアプリを使用すれば、希望日の10日前から事前発行ができます。

とき

2/16 国～3/16 国 9時～16時
※土曜日・日曜日・祝日は除きます。



② AIMビル (JR小倉駅前)

とき 3/1 国～9時～16時

③ インターネット

申告期間中は、会場の駐車場に限りがあり混雑する場合があります。パソコンやスマートフォンがあれば、国税庁のホームページで24時間いつでも確定申告することができます。ぜひ、利用してください。

とき 3/16 国まで



医療費控除やセルフメディケーション税制とは、年間に支払った医療費などを基に所得控除を受ける制度です。役場住民税係窓口や町ホームページから様式を取得して、事前に明細書を作成し申告に来てください。

対象 所得税または町・県民税の所得割が課税され、次のいずれかを満たす人

- ▷ 医療費控除 年間の支払額が10万円または総所得金額の5%を超える
- ▷ セルフメディケーション税制 健康増進の取り組みで、特定のスイッチOTC医薬品を年間1万2,000円以上購入した

注意事項

- ▷ 領収書は5年間保存が必要です。
- ▷ 領収書の代わりに、健康保険組合などが発行する「医療費通知」での手続きができます。

問 役場住民税係